

道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき，道路の供用を次のように開始する。

なお，関係図面は告示の日から 2 週間新潟市土木部土木総務課及び新潟市東区役所建設課において，一般の縦覧に供する。

平成 2 1 年 1 1 月 3 0 日

新潟市長 篠 田 昭

道路の種類	路線名	区 間	供用開始年月日
県道	新潟新津線	新潟市東区紫竹三丁目 815 番 2 地先から 新潟市東区紫竹三丁目 817 番 2 地先まで	平成 2 1 年 1 1 月 3 0 日
市道	東 3-111 号線	新潟市東区松崎二丁目 2855 番地先から 新潟市東区松崎二丁目 2872 番 1 地先まで	平成 2 1 年 1 1 月 3 0 日
市道	東 3-237 号線	新潟市東区下山一丁目 330 番 1 地先から 新潟市東区下山一丁目 319 番 14 地先まで	平成 2 1 年 1 1 月 3 0 日
市道	東 3-240 号線	新潟市東区津島屋五丁目 131 番 1 地先から 新潟市東区津島屋五丁目 80 番 2 地先まで	平成 2 1 年 1 1 月 3 0 日